

専承第2号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和6年4月26日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

専決第2号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月31日専決

東郷町長 井 俣 憲 治

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例

東郷町都市計画税条例（昭和42年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第7項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3

年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第12項とし、附則第14項を附則第13項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第7項及び第10項」に、「第9項、第11項及び第12項」を「第10項及び第11項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第14項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第17項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東郷町都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の概要

1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 宅地等に対して課する都市計画税の特例措置を令和8年度まで延長すること。
（附則第8項から第13項まで及び第18項関係）
- (2) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。